

道路特定財源の暫定税率失効に伴う歳入欠陥に対する財源確保を求める意見書

道路特定財源の暫定税率関係法案については、国会の審議が遅延し、3月31日をもって暫定税率が失効したところである。

本県議会では、平成20年度当初予算を議決したものの、今回の事態により道路特定財源関係の歳入に欠陥が生じ、年間では、県においては約118億円もの財源不足が見込まれている。また、県下市町村においても年間約67億円もの財源不足が見込まれているところである。

このため、厳しい状況にある本県の自治体は、さらに逼迫した財政運営を強いられることになる。

このような状況が続けば、必要な道路整備や既存道路の維持補修などが滞ることはもとより、福祉、医療など他の分野における行政サービスの低下も懸念され、県民生活や地域経済に多大な影響を及ぼすことになる。

よって、本県議会は、国会の機能不全により生じている今般の歳入欠陥については、国の責任において全面的に補填する財政措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年4月16日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 河 野 洋 平 様
参議院議長 江 田 五 月 様
内閣総理大臣 福 田 康 夫 様
総務大臣 増 田 寛 也 様
財務大臣 額 賀 福 志 郎 様
国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 様